

令和 3 年度諮問第 1 号

令和 3 年度答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 8 月 13 日付けで行った川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき公文書の一部を公開することを決定した処分において、その非公開とされた部分のうち「ワクチンの種類」、「ロット番号」、「製造販売業者名」、「接種回数」、「本剤との因果関係」、「製造販売業者への情報提供（の有無）」及び「報告回数」の部分を公開することが妥当である。

第 2 事案の概要

1 本件は、審査請求人が、令和 3 年 8 月 13 日付けで処分庁が行った条例第 8 条第 1 項の規定に基づき公文書の一部を公開することを決定した処分（以下「本件処分」という。）について、非公開情報に該当すべき理由がないとして本件処分の取消しを求めるものである。これに対し、処分庁は、本件処分による公文書の非公開は、条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる非公開情報に該当するものであって適法な処分であるとして審査請求の棄却を求める事案である。

2 処分の経過

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、条例第 7 条の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチンを接種した川越市民のうち、副反応の疑いがある者として当該情報公開請求書が処分庁に到達

する日までに処分庁が認知した事例に関する情報が記載された文書、図面及び電磁的記録について公文書の公開を請求した。

(2) 処分庁は、令和3年8月13日、審査請求人が行った本件公開請求に対し、「個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報といえる部分」（条例第6条第1項第1号に該当）を除いて公開する旨の決定を行った上で、審査請求人に通知した（条例第8条第1項）。

(3) 審査請求人は、令和3年8月17日、本件処分を知った。

3 審査請求手続の経過

(1) 審査請求人は、令和3年8月23日、本件処分の取消しの裁決（本件処分のうち非公開とされた部分を公開とする裁決）を求めて審査請求書及び甲第1号証の1から甲第2号証の2までを提出した。

(2) 処分庁は、令和3年9月24日、審理員に対し弁明書及び乙第1号証並びに本件処分により一部を公開した公文書（一式）の写しを提出した。

(3) 審査請求人は、令和3年10月12日、審理員に対し反論書及び甲第3号証の1から甲第4号証までを提出した。

(4) 処分庁は、令和3年10月21日、審理員が求めた「予防接種後副反応疑い報告書（本件の審査請求の対象である処分において公文書の一部を公開した範囲のもの）一式」（原本）を提出した。

(5) 処分庁は、令和3年10月29日、審理員に対し弁明書(2)及び乙第2号証を提出した。

(6) 審査請求人は、令和3年11月18日、審理員に対し反論書

を提出した。

- (7) 審理員は、令和４年１月２０日、審査庁に審理員意見書を提出した。
- (8) 審査庁は、令和４年１月２７日、当審査会に諮問した。
- (9) 審査請求人は、令和４年２月９日、当審査会に主張書面を提出した。

第３ 審査関係人の主張等の要旨

１ 審査請求人の主張

- (1) 本件処分において非公開の理由を「特定の個人が識別されるおそれがある為」としているが、条例第６条第１項第１号は非公開情報を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」と規定しており、処分庁がその理由とする「識別されるおそれ」では足りないものであって、処分庁が特定の個人が識別され得る具体的可能性を認めていないことからすれば、同号に掲げる非公開情報の要件を満たしていないのであるから、本件処分は取り消されるべきである。
- (2) 副反応疑い報告書（本件処分における公開の対象となっている公文書（以下「本件公文書」という。））の内容のうち、「ワクチン接種種別」、「ロット番号」及び「接種回数」は、健康被害の内容ではなく、個人に関する情報でもないから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）においても開示の対象となる。そのため、これらの情報を非公開とした本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

- (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第2項に基づいて厚生労働省から川越市へ新型コロナウイルスワクチンの接種後に特定の個人に生じた症状が当該接種を受けたことによるものである疑い（以下「副反応疑い」という。）の情報が通知された目的は、国民に対してワクチンの安全性に関する情報提供を行うことにあるから、市民に対して個別の副反応疑いの事例を公開することは処分庁の義務である。健康被害の内容や転帰内容を一切明らかにしない本件処分は、予防接種法にも違反することから違法であり、取り消されるべきである。
- (4) 予防接種を受けるかどうかは憲法の自己決定権に係わるものであって、その判断材料となる情報の公開を求めた本件への処分は条例単独で解釈される事案ではない。
- (5) 個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができるもの」とは言えない。また法は公益上の理由による裁量的公開を認めており、その趣旨からも個人を識別することができない部分は開示すべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件公文書には、その一部を除き、予防接種の被接種者の氏名、住所、性別、接種時年齢、生年月日その他当該被接種者の予防接種に係る個別具体的な情報及び予防接種を実施した医療機関に関する情報が記録されており、これらの情報は、条例第6条第1項第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するものであって、本件処分は違法ではない。
- (2) 処分庁では、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報

が記録されている場合でも、法の趣旨を踏まえ、法第6条第2項の規定に準じて、その一部の公開(以下「部分公開」という。)をする運用をとっている。

当該運用による本件処分において非公開とした部分には、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報には該当しないが、予防接種後の症状など、個人の生命、健康等に直接関わる個人の人格と密接に関係する私的な情報が含まれている。このような情報は、当該個人がその流通をコントロールすることを可能とし、本人の同意なしに第三者に流通させるべきものではない。そのため、これらの部分を公開することにより個人の権利利益を侵害するおそれがあることを理由に非公開とし、その余の部分を公開したものであって、本件処分は不当ではない。

- (3) 予防接種法第12条第2項に基づいて厚生労働省から川越市へ副反応疑い報告書(本件公文書)の情報が通知された目的は、そもそも国民に対して個別の副反応疑いの事例を広く公表するためではない。また、市町村は副反応疑いに係る評価、検討及び公表の仕組みを充実させる主体ともされていない。したがって、厚生労働省から通知された副反応疑い報告書(本件公文書)の情報を市町村が公開する義務はないから、当該情報を公開しないことが同項の規定に違反するものではない。よって、本件処分は違法ではない。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

< 結論 >

本件処分は、条例に基づく公開義務が存在しないことから違法であるとはいえないが、法第6条第2項に準じた運用として、下記<理由>の2(3)イ(ア)⑥に記載の部分を非公開としたことは不当であるから、同部分を公開することが相当である。

< 理由 >

1 総論

(1) 条例の「非公開情報」の該当性（公開義務の有無）

ア 公開の請求に係る公文書に、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。))が記録されている場合、処分庁は、原則として当該公文書を公開する義務を負わない。

イ また、公開の請求に係る公文書に、条例第6条第1項第2号に掲げる非公開情報（法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの）が記録されている場合、処分庁は、原則として当該公文書を公開する義務を負わない。

ウ そこで、本件公文書に条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる非公開情報が記録されているか、また、非公開情報が記録されている場合に同条第2項に基づく部分公開が可能かについて、下記2(1)及び(2)において検討する。

(2) 法第6条第2項の規定に準じた運用としての適否

処分庁は、その運用において、法第6条第2項の規定（対象の行政文書に個人識別情報が記録されている場合における部分公開について定める規定）に準じて、部分公開を行っている。

具体的には、①公開の請求に係る公文書から特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、②公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に含まれないものとみなして、部分公開を行うものである。

そこで、本件処分が法第6条第2項の規定に準じた運用として適切に行ったものといえるのかについて、下記2(3)において検討する。

(3) 理由の提示

処分庁は、本件公文書部分公開決定通知書（甲第1号証。以下「本件決定通知書」という。）の「公開することができない部分及び理由」の欄において、公開することができない部分は「個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報といえる部分 川越市情報公開条例第6条第1項第1号に該当」と記載し、その理由については「特定の個人が識別されるおそれがある為」と記載することをもって、本件処分の理由を提示している。

そこで、かかる理由の提示の程度が、理由の提示を処分庁に義務付ける川越市行政手続条例（平成9年条例第3号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の規定に照らして適

法といえるかについて、下記 2 (4)において検討する。

(4) 処分の理由の追加の可否

処分庁は、本件決定通知書において、条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる非公開情報が記録されていることを理由として提示した上で本件処分をしたものの、本件審査請求における審理の段階に至って、本件処分の理由として、同項第 2 号に掲げる非公開情報が記録されていることを追加して主張している（弁明書 4 (2)エ④）。

そこで、審査請求における審理の段階で理由を追加することが、処分時に「処分の理由を示さなければならない」とする手続条例第 8 条第 1 項の規定に照らして適法といえるかについて、本件公文書に条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる非公開情報が記録されているかを検討することと併せて、下記 2 (2)において検討する。

(5) 予防接種法の規定に基づく公開義務の有無

本件処分が予防接種法第 1 2 条第 2 項の規定やその趣旨に照らして適法といえるか、予防接種法の規定やその趣旨がそもそも条例における公開義務の存否の判断に影響し得るのかという点について、下記 2 (5)において検討する。

2 各論

(1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる非公開情報の該当性

ア 前提

- ① 条例第 6 条第 1 項は、実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に同項各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、

公文書の公開を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない旨を定め、同項第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」について、原則として、非公開情報とする旨を定めている。これは、公文書は原則として公開すべきものとする一方で、個人の正当な権利利益の保護を図る必要があることから、個人に関する情報については原則として非公開とすることとしたものである。

- ② そして、「個人に関する情報」の範囲については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないことから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、また、その個人との関わりの程度についても文言上何ら限定されていない。さらに、個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与える可能性があるため、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重する必要があるものと考えられる。そのため、特定の個人に関わりのある情報であれば、条例第6条第1項第1号ただし書に該当しない限り、同号本文にいう「個人に関する情報」に当たると解される。
- ③ また、条例第6条第1項第1号本文における「個人に関する情報であって・・・特定の個人が識別され（るもの）」

とは、当該「個人に関する情報」に含まれる氏名、生年月日その他の記述等自体により特定の個人を識別することができるものをいうと解される。

さらに、同号本文における「個人に関する情報であって・・・特定の個人が・・・識別され得るもの」とは、「個人に関する情報」に含まれる記述等と当該公文書に記録されている情報ではない“他の情報”（以下単に「他の情報」という。）と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものをいうと解される。そして、他の情報の範囲は、報道や公刊物による情報（一般人が知り得る情報）だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報が含まれると解される。条例が何人にも公文書の公開を求める権利（以下「公開請求権」という。）を付与しているところ、一般に知られておらず、当該個人の近親者のみが知り得る情報と相まって個人が識別される情報についても、それが公開されると、結局は、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くこととなると考えられるからである。

- ④ 「個人に関する情報」に含まれる記述等が特定の個人を識別できる“程度”に着目して上記③の分類ができるとしても、いずれの場合でも、当該記述等を含む情報の全体が1つの「個人に関する情報であって個人識別情報を含むもの」として、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報を構成することに留意されなければならない。

イ 検討

以上の点を踏まえて、本件公文書が条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報が記録された文書であるかを検討する。

本件公文書は、予防接種法第12条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種を担った医師等が、副反応疑いを報告するために作成した文書であって、新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、いつ、どの医療機関で、誰が（どのような基礎疾患等を有するか等の機微に触れる情報も含まれる。）、どの種類のワクチンを接種して、具体的にどのような症状を発症したか、さらには、その後の症状の進行や後遺症の有無等まで記載されるものであり、社会通念上、特定の個人に関する副反応疑いの体系的な情報が記録されているとみるべきであり、その全体が副反応疑いに係る症状を発症した特定の個人に関する情報であって個人識別情報を含むものであるといわざるを得ない。

そして、本件公文書上に特定の個人の氏名、生年月日、住所等が記載されていることからすれば、「個人に関する情報であって・・・特定の個人が識別されるもの」に当たるとは明白である。

したがって、本件公文書には、条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報が記録されていることから、これを理由とする限りにおいて本件処分は、適法である。

ウ 審査請求人の主張について

- ① 審査請求人は、本件決定通知書に非公開の理由として

「特定の個人が識別されるおそれがある為」と記載されていることについて、「識別され得る（識別できる）」（条例第6条第1項第1号本文）のでなければ非公開情報に当たらないのであって、「識別されるおそれ」では足りないとして、もって、同号に掲げる非公開情報に当たらないと主張する。

しかしながら、上記イで検討したとおり、本件公文書は、その全体が一体的な情報として「個人に関する情報であって・・・特定の個人が識別されるもの」に当たる。

したがって、審査請求人の上記主張をもって、本件公文書に条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報が記録されているという結論には影響しない。

- ② また、審査請求人は、個人の氏名及び住所を記載しないのであれば、個人を識別され得ないとも主張する。この主張は、本件公文書の部分公開を求める趣旨の主張とみることができる。

この点について、条例第6条第2項は「実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない」として、所定の場合における部分公開を義務付けている。そのため、同項に基づく部分公開の当否が問題となる。

しかしながら、本件公文書の記録は、上記イで検討し

たとおり、その全体が副反応疑いを発症した特定の個人に関する情報であって個人識別情報を含んだものであり、このような一体的な情報について「容易に・・・分離できる」とは到底いえない。

したがって、本件処分は、部分公開を定める条例第6条第2項に違反しない。

- ③ なお、法は、部分開示に関する規定として、条例第6条第2項と同様な内容の規定である法第6条第1項を設ける一方、個人識別情報が記録されている場合についての部分開示に関する規定として、別途、同条第2項を設けている。これは、いわゆる個人識別情報が記録されている場合には文書全体が非公開情報に当たり得るため、そもそも分離して公開することができないという特殊性があることを前提とするものである。他の地方公共団体においては、法第6条第2項と同様な内容の規定を当該地方公共団体の条例上に設ける例があるものの、これはあくまで、どの範囲で公開請求権を付与するかという個々の地方公共団体における立法政策の問題であり、本市の条例に同様な内容の規定は設けられていない。そのため、この限りにおいて、本件処分に違法の問題は生じ得ない。

本件処分が法第6条第2項の規定に準じた部分公開の運用として適切であったかという点については、下記(3)において検討する。

- ④ ところで、審査請求人は、個人の氏名及び住所を記載

しないのであれば、個人を識別され得ないと主張し、これを裏付ける証拠として、本件と同様の情報公開請求に対する大阪市の対応を挙げている。

しかしながら、そもそも上記の大阪市の対応は、「情報提供について（回答）」と題する書面（甲第2号証の2及び甲第4号証）の記載等から明らかなように、大阪市情報公開条例に基づく処分（公文書の部分公開）としてではなく、情報提供の方法により、行われたものである。そのため、大阪市の例は審査請求人の上記主張を裏付けるものではないことを付言する。

(2) 条例第6条第1項第2号に掲げる非公開情報の該当性

- ア 処分庁は、弁明書の「4(2)エ 部分公開による不開示の判断について」の「④報告者に関する情報部分」及び「⑤接種場所に関する情報部分」において、医療機関名を公開した場合、特定の医療機関で副反応疑い案件が発生したことが明らかとなり、これにより、当該医療機関の接種方法自体に問題があるのではないかとの疑念を持つ者が現れ、ひいては風評被害が発生することも考えられると述べて、非公開情報のうち都道府県名及び市町村名を除いた部分は、いわゆる個人識別情報に該当するのみならず、「法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるもの」（条例第6条第1項第2号）にも該当すると追加的に主張する（弁明書4(2)エ④）。
- イ まず、当該主張の内容の当否について検討する前提として、処分庁が、審査請求における審理の段階に至って、条

例第6条第1項第2号に掲げる非公開情報が記録されていることを追加的に主張することが許されるのか、「処分の理由を示さなければならない」とする手続条例第8条第1項の規定との関係で問題となるものの、処分の通知書に記載した非公開とする理由以外の追加的主張が一切認められないと解されるとまではいえず（最高裁判所平成11年11月19日判決）、処分庁が通知書に記載した理由以外の理由を審査請求における審理の段階で主張することが許されないと解すべき根拠が手続条例上にもないことから、本件において、処分庁が本件決定通知書に付記しなかった非公開の理由を追加的に主張することは許されると考えられる。

ウ 次に、本件公文書に条例第6条第1項第2号に掲げる非公開情報が記録されているといえるか、同号に掲げる非公開情報の意義が問題となるところ、同号の規定が、文言上、法人等に不利益を与えることが「明らか」な場合に限定していることからすれば、当該情報を公開することにより法人等に不利益を与える蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される。

エ 確かに、本件公文書における「④報告者に関する情報部分」及び「⑤接種場所に関する情報部分」を公開すれば、特定の医療機関において新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた者が副反応疑いの症状が発生した事例が存在することが明らかとなる。そして、新型コロナウイルスワクチンの接種をめぐる報道等により、医療機関で接種ミスが発生した例が市外で複数発生しており、その中には希釈せず

に原液のまま接種すること等の重大なミス事例があったことが一般に知られている。これらの事情を踏まえれば、特定の医療機関における新型コロナウイルスワクチンの接種において副反応疑いの症状が発生したことが知られた場合、当該医療機関における接種方法に何らかのミスがあったと疑われる可能性が全くないとはいえない。

もっとも、副反応疑いの症状の種類及びその程度並びにこれらの症状と新型コロナウイルスワクチンの接種との因果関係の有無はさて置くとして、新型コロナウイルスワクチンの接種後において身体に何らかの副反応疑いの症状が生じる可能性があることが一般的に知られていること、上記の重大な接種ミス事例においてその後当該接種ミスに伴う被害の発生までは特段報道されていないことを踏まえれば、特定の医療機関において新型コロナウイルスワクチンを接種した場合に、副反応疑いの症状が発生した被接種者がいたことをもって、特定の医療機関の接種方法自体に問題があったと一般的に判断されることも考え難い。

そのため、客観的な状況を踏まえて検討すれば、特定の医療機関における新型コロナウイルスワクチンの接種において副反応疑いの症状が発生したことが知られた場合に、当該医療機関における接種方法に何らかのミスがあったと疑念を覚える者が現れる余地があるとしてもそれは極めて少数に限られ、ましてや風評被害といった具体的な損害が発生するとはにわかに考え難い。

したがって、処分庁の上記主張をもってしても、新型コ

コロナウイルスワクチンの接種を実施した医療機関に不利益を与える蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

オ したがって、本件公文書には条例第6条第1項第2号に掲げる非公開情報は記録されておらず、同号に掲げる非公開情報があるということは本件公文書の公開義務がないことの理由にはならない。

(3) 本件処分の妥当性（法第6条第2項に準じた運用として適切か）

ア 法第6条第2項の意義

処分庁は、本件処分が法第6条第2項の規定に準じた運用であると説明するのみで、当該運用に関する説明に照らして、同項が直接適用される場合と同項に準じて運用する場合との間の要件に、特段の差異があるとは認められなかった。そこで、まず、法第6条第2項の意義を確認することとする。

① 法第6条の規定

（部分開示）

第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定

の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

② 制度趣旨

いわゆる“個人識別情報”は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構成するものと考えられている。そのため、“個人識別情報”が記録されている行政文書については、非開示情報部分とそれ以外の部分との分離を前提とする法第6条第1項の規定によっては部分開示ができないこととされている。

もっとも、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、保護の必要性は乏しくなる。他方で、特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別性」という。）がある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものがある。

そこで、法においては、法第6条第2項の規定を特に設けることにより、個人識別性がある部分を除いた上で、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと

認められる場合に限り、非開示情報である「個人に関する情報」に当たらないと擬制して、もって、その限りにおいて開示義務を認め、部分開示をさせようとするものである。

③ 「個人識別性に関する部分を除くこと」の内容

部分開示の前提として、当該情報のうち個人識別性がある部分、すなわち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる記述部分と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる記述部分が除去されている必要があるとされている。

④ 「(公にすることにより)個人の権利利益が害されるおそれ」の解釈

「個人の権利利益が害されるおそれ」のある場合とは、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報又は個人の未発表の研究論文等の公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報をいうと解されている。

ここでは、条文の文言、構造等の差異に留意する必要があるが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報に該当するかが審理された裁判例において、「一般に、病気の種別や受診の事実は、個人の身体に関わる重大な私的情報であり、個人の人格とも密接に関連するものというべきである」と判示されたこと（大阪高等裁判所令和元年5月16日判決判例タイム

ズ1469号85頁)が参考になる。

- ⑤ 「容易に区分して除くことができる」ときに当たり、かつ、「除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」に当たらないこと

法第6条第2項は「前項（法第6条第1項）の規定を適用する」と規定しているため、個人識別性がある部分を除去するに当たって当該情報が記録されている部分の区分が容易であり、かつ、除去後の残存部分に有意性が認められなければ、開示義務は生じないとされている。

イ 検討

法第6条第2項に準じた運用としての本件処分の適否を判断するに当たり、まず、下記（ア）において、本件公文書に記録された各情報について、i 本件公文書のうち除去されるべき個人識別性のある部分がどの記述であるか、ii 公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分がどの記述であるかを検討する。

その上で、下記（イ）において、個人識別性のある部分を除去するに当たっての当該情報が記録されている部分の区分の容易性（以下「容易区分性」という。）及び有意性があるかを検討する。

- （ア） i 本件公文書のうち除去されるべき個人識別性のある部分がどの記述であるか、ii 公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分がどの記述であるかについて

① (独) 医療品医療機器総合機構の記載の部分について
この部分は、(独) 医療品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が記載した通し番号(整理番号)が記載されている。

i 機構が記載した通し番号(整理番号)が記載されているのみであり、一般人が通し番号(整理番号)を通して特定の個人を識別することは到底できないことから、個人識別性がある部分に当たらない。

ii また、この通し番号(整理番号)は、当該機構の事務処理の便宜のために機械的に振り分けられるものであって、およそ個人の人格と関連する性質のものではないことから、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分にも当たらない。

② 予防接種法上の接種の種類に関する部分について
本件処分において公開済みであることから、検討の対象外とする。

③ 被接種者に関する部分について

この部分は、新型コロナウイルスワクチンの被接種者の「氏名又はイニシャル」、「住所」、「生年月日」、「性別」及び「接種時年齢」が記載されている。

これらの情報は、その情報それ自体により、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることになるから、個人識別性がある部分に当たる。

この点につき、例えば「接種時年齢」の一の位を除去して十の位のみでの公開等、当該情報の部分を細分化し

て切り離すことで、それ自体単独では個人識別性がある部分に該当しなくなるとして部分公開をするべきであるとする主張が考えられる。しかしながら、かかる細分化をした部分公開を肯定すれば、個人識別性がある部分の一部について部分公開を繰り返すことにより、結果として個人識別性のある部分全体の公開を実現させることになりかねず、かえって不当な結果となる。また、法第6条第2項の規定の文理に照らしても、このような部分公開が許容されているとは解し難い（東京地裁平成27年2月27日判決判例タイムズ1423号233頁）。

④ 報告者に関する情報部分について

この部分は、報告者の「氏名」、「属性」、「医療機関名」、「電話番号」及び「住所」が記載されている。

i これらの情報は、その情報それ自体により特定の個人（上記③の被接種者）を識別できるものではない。一方、いわゆるかかりつけ医における新型コロナウイルスワクチンの接種を選択したケースである場合があり得るのであって、この場合においては報告者に係る医療機関と下記⑤の接種場所が同一となる可能性があり、結果として、特定の個人の生活の区域内にある医療機関名が公開されることとなり、その限りにおいて他の情報と照合して、特定の個人が識別される可能性が生じるとも考えられる。しかしながら、この場合でも、上記③の被接種者の情報

が一切公開されなければ、照合できる他の情報が乏しいため、上記③の被接種者に関する特定の個人ではないかと憶測することはできても、特定の個人を識別することができ得るとまでは認められない。したがって、報告者に関する部分は、個人識別性がある部分には当たらない。

- ii もっとも、どのような医療機関に日常通院しているかという情報は、個人の身体に関わる私的な情報であり、個人の人格と密接に関連するものといえる。したがって、報告者に関する部分は、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たる。

⑤ 接種場所に関する情報部分について

この部分は、ワクチンを接種した「医療機関名」及び「住所」が記載されている。

- i これらの情報は、上記④における判断と同様に、個人識別性がある部分には当たらない。
- ii しかしながら、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たる。

⑥ ワクチンに関する部分について

この部分は、「接種種別」、「ワクチンの種類」、「ロット番号」、「製造販売業者名」、「接種回数」及び「接種日」が記載されている。

- i 処分庁は、国（厚生労働省）が公表している報告の事例においてロット番号、接種時年齢、症例等が記載

されていることを指摘し、仮に処分庁が保有するロット番号を公開した文書と照合すると、川越市内の症例であることが明らかとなり、一定の地域に居住する住民が上記の情報を踏まえ、上記③の被接種者を特定し得ることが十分に考えられるとして、当該部分は個人識別性がある部分に当たると主張する。

確かに、国（厚生労働省）が公表する情報と照合することで、特定の個人を識別し得る範囲が狭まる可能性がある。しかし、この場合であっても、川越市に居住する者の症例であること自体は、本件公文書が川越市が保有する報告書であることや本件公文書で既に公開された部分のみから明らかとなっている。その上で、「ワクチンの種類」、「ロット番号」、「製造販売業者名」及び「接種回数」のみを追加して公開しても、例えば、モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンであれば1つのロットは、バイアルが5万本以上あり、50万回以上の接種回数に相当するものであるのものであって、国（厚生労働省）が公表する情報と照合することによりロット番号等が一致するものがあつたとしても、特定の個人ではないかと憶測することはできても、特定の個人を識別することができ得るとまでは認められない。したがって、ワクチンに関する部分は個人識別性がある部分に当たらない。

ii また、処分庁は、「ワクチンの種類」に関する部分は、どの被接種者が、どの製造業者のどのロット番号

の新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたかという情報であり、副反応や異物混入の報道にあるように、どの製造会社の新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるかについて社会的な関心事になっているとして、その選択については、個人の人格に関連する私的な情報であり、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報に当たると主張する。

確かに、どの製造会社の新型コロナウイルスワクチンの接種を自身が受けるかについては社会的な関心事になっており、その限りにおいてどのワクチンを選択したかについては個人の人格に関連する私的な情報とみる余地はある。しかし、およそ一般人において、自身がどの製造会社の新型コロナウイルスワクチンを選択するかを離れて、他人がどの製造会社の新型コロナウイルスワクチンを接種したかについてまでが関心事になっているとまでいえるかは疑問がある。また、そもそも新型コロナウイルスワクチンの接種の予約が取れない状況が、長期にわたり続いていることは周知のとおりであり、かかる状況下であることを考慮すれば、個人の人格に密接に関連すると評価できるだけの“選択の自由”が個々人に与えられていたとは認め難い。

その上、本件処分において、部分公開とはいえ、特定の個人の接種日を公開していることとの判断の不均衡が指摘される。すなわち、いつ頃新型コロナウイ

ルスワクチンを接種できたかという情報も、新型コロナウイルスワクチンの製造会社の情報と同様、社会的な関心事であったにもかかわらず、本件処分では接種した日付のみならず時刻に至るまで公開に及んでいるのである。そうであれば、どの製造業者のどのロット番号の新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたかという情報も同様に公開することが一貫した判断であると考えられる。

したがって、ワクチンに関する部分は、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たらない。

⑦ 接種の状況に関する部分について

この部分は、「出生体重（乳幼児の場合に記入）」、「接種前の体温」、「家族歴」、「予診票での留意点（基礎疾患、アレルギー、服薬中の薬、発育状況等）」が記載されている。

上記③の被接種者である特定の個人の「基礎疾患」、「服薬」等は、仮に特殊な持病、障害、服薬の内容等が記載されていれば、当該情報自体又は他の情報と照合することによって特定の個人が識別され得る。また、「基礎疾患」はまさに病気の種別を示す情報に当たり、「服薬」は薬の成分や効能によっては受診の事実を示す情報に当たり得ることから、カルテ等に通常記載され得るような個人の身体に関わる重大な私的な情報であり、個人の人格とも密接に関連するものであると評

価される。

したがって、i 個人識別性がある部分であって、ii 公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たる。

⑧ 症状の概要に関する部分について

この部分は、副反応疑いの「症状」、「発生日時」、「発生までの日数」、「本剤との因果関係」、「他要因の可能性の有無」、「概要（症状等）」及び「製造販売業者への情報提供（の有無）」が記載されている。

i これらの情報（「製造販売業者への情報提供（の有無）」に係る部分の情報を除く。）は、新型コロナウイルスワクチンの接種後に特定の個人の身体に生じた具体的な症状が記載されるため、記載の内容次第では個人識別性がある部分に当たる。

ii また、カルテ等に通常記載される性質の事柄であって、個人の身体に関わる重大な私的な情報であり、個人の人格と密接に関連するものと評価されるから、少なくとも、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たることは明らかである。

⑨ 症状の程度に関する部分について

この部分は、副反応疑いの「症状の程度」及び「入院の場合」に関することが記載されている。

ワクチンの接種後に特定の個人に生じたこれらの情報は、上記⑧における判断と同様に、i 個人識別性があ

る部分に当たる余地がある上、ii 公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たることは明らかである。

⑩ 症状の転帰に関する部分について

この部分は、症状の「転帰日」、「転帰の内容」及び「後遺症（症状）」が記載されている。

ワクチンの接種後に特定の個人に生じたこれらの情報は、その後の症状の進行や後遺症についてのものであることから、上記⑧及び⑨における判断と同様に、i 個人識別性がある部分に当たる余地がある上、ii 公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たることは明らかである。

⑪ 報告者意見に関する部分について

特定の被接種者に生じた具体的な症状に関する医師の所見は、上記③及び④における判断と同様に、i 個人識別性がある部分に当たる余地がある上、ii カルテ等に通常記載される性質の事柄であって、個人の身体に関わる重大な私的な情報であり、個人の人格と密接に関連するものと評価されるから、上記⑧から⑩までの判断と同様に、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たることは明らかである。

⑫ 報告回数に関する部分について

報告回数のみが記載されていることから、i 個人識別性がある部分には当たらず、ii 公にすることにより

個人の権利利益が害されるおそれのある部分にも当たらない。

(イ) 容易区分性及び有意性があるかについて

上記(ア)①、⑥及び⑫で判断したとおり、①(独)医療品医療機器総合機構の記載の部分、⑥ワクチンに関する部分及び⑫報告回数に関する部分は、個人識別性がある部分に当たらず、公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分にも当たらないところ、いずれも容易区分性があると認められ、さらに、⑥ワクチンに関する部分に限っては、有意性があると認められる。

ウ 結論

上記イ(ア)⑥及び(イ)の判断において述べたとおり、ワクチンに関する部分について公開しないことは、法第6条第2項に準じた運用として適切とはいえないから、当該部分に限っては公開されるべきである。

(4) 理由の提示

処分庁は、本件決定通知書の「公開することができない部分及び理由」の欄において、公開することができない部分は「個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報といえる部分川越市情報公開条例第6条第1項第1号に該当」であると記載し、その理由については「特定の個人が識別されるおそれがある為」であると記載することをもって、本件処分の理由を提示している。

ここで、かかる理由の提示の程度が、手続条例第8条第1

項の規定に照らして十分であったといえるのか、不十分であった場合には本件処分の効力に影響し得るため問題となる。

一般に、法令が行政処分につき理由を提示すべきものとしている場合に、どの程度の提示をするべきかは、処分の性質と理由の提示を求めた各法令の趣旨及び目的に照らしてこれを決定すべきであるところ、行政手続法（平成5年第88号）及び手続条例において理由の提示の制度を設けた趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正・妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、対象者に処分の理由を知らせることによって透明性の向上を図り不服申立てに便宜を与えるためのものである。このような制度趣旨に鑑みれば、本件処分をしたときに提示されるべき理由としては、請求者において、条例第6条第1項各号に掲げる非公開情報のいずれかに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開とする根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由の提示としては十分ではないと考えられる。

本件処分においては、本件決定通知書において、非公開とする根拠規定が「条例第6条第1項第1号」と記載されるとともに、公開することができない理由が「特定の個人が識別されるおそれがある為」と記載されており、根拠規定のみを記載することを避けようとする姿勢がうかがえるものの、かかる記載は実質的には非公開とする根拠規定を示しただけと評価されかねないという問題がある。もっと

も、公開の請求の対象となった本件公文書は新型コロナウイルスの接種に伴う副反応疑いに関する報告書であることや本件決定通知書の公開することができない部分の概要の欄に「個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報といえる部分」と特に付記されていることを考慮すれば、当該副反応疑いの症状を発症した特定の川越市民に関する新型コロナウイルスワクチンの接種についての情報が記録されていることが理由であることは、請求者である審査請求人においても当然知り得る場合であったといえる。

したがって、本件決定通知書の上記記載をもって、理由の提示として不十分であったとはいえない。

(5) 予防接種法の規定に係る審査請求人の主張について

そもそも条例に基づく公開請求権は条例によって付与されるものであって、予防接種法によって付与されるものではない。そして、本件処分は条例に基づいて行われたものである。そのため、条例における公開義務の存否の判断において、予防接種法の規定やその趣旨が考慮されるべきではないと考えられる。

したがって、予防接種法の規定との関係で本件処分が違法であるとはいえない。

第5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

1月27日	審査庁から諮問書を受理
1月31日	審議

2月9日	審査請求人から主張書面を受理
2月22日	審議
3月23日	審議

第6 審査会の判断

1 審理における論点について

審理員は意見書において、結論に至る過程で次に掲げる論点について検討を行い、その判断を述べている。

- (1) 条例第6条第1項第1号及び第2号に掲げる非公開情報の該当性
- (2) 情報公開法第6条第2項に準じた運用としての適否
- (3) 理由の提示
- (4) 処分理由の追加の可否
- (5) 予防接種法の規定に基づく公開義務の有無

当審査会においても、各論点について審議を行った結果、(1)、(3)、(4)、(5)の論点に関しては、審理員による検討及び判断に問題は認められず、妥当であると判断する。

2 情報公開法第6条第2項に準じた運用としての適否((2)の論点)

審理員は上記(2)の論点において、本件処分の対象となった公文書である「予防接種後副反応疑い報告書」に記録された各情報について、①個人識別性がある部分に当たるか、②公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれのある部分に当たるかの検討をまず行い、その上で各情報が記録されている部分が③容易区分性があるか、④有意性があるかを検討することで、法第6条第2項に準じた運用として、当該情報の公開又は非公開の判断が

妥当かどうかの検討を行っている。結論としては、①及び②に該当せず、かつ、③及び④に該当する情報については公開すべきとし、本件処分で非公開とされた部分のうちワクチンに関する部分については公開するのが相当であるとしている。

当審査会においても、本件処分で非公開とされた部分の各情報について検討を行ったところ、症状の概要に関する部分のうち「本剤との因果関係」及び「概要（症状等）」の欄中「製造販売業者への情報提供（の有無）」の項目については、その記載内容からすると①及び②に該当せず、かつ、③及び④に該当すると考えられる。

また、審理員において「報告回数」については①及び②には該当せず、③に該当するが、④に該当しない（有意性が認められない）としている。この有意性が認められない場合とは、その情報自体が無意味な文字、数字の羅列となる場合等であると解され、「報告回数」についてはその記載内容からすると、この場合に当てはまるものではない。このことからすると、「報告回数」についても①及び②に該当せず、かつ、③及び④に該当するものと考えられる。なお、有意性の判断については、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

以上のことから、本件処分において非公開とされた各項目のうち「本剤との因果関係」、「製造販売業者への情報提供（の有無）」及び「報告回数」についても公開するのが相当と考える。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、当審査会に提出した主張書面において、個人に

関する情報であっても特定の個人を識別することができない部分については非公開とする理由はなく、また、公益上の理由による裁量的公開を認めるべきと主張している。

(1) 特定の個人を識別することができない部分の情報について

本件処分において非公開とされた部分は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種後副反応疑い報告書における項目のうち、患者の氏名、住所などの個人識別性のある部分のほかに、症状の概要や程度などの「特定の個人を識別することができない」と審査請求人が主張する部分も含まれている。この部分は一見すると「特定の個人を識別することができない」と思われる情報ではあるが、その地方公共団体の人口規模や地域性によっては個人識別性が生じる可能性が十分に考えられ、審査請求人が個人識別性がない部分の情報を公開した例として挙げている大阪市の対応と本市の対応を同列に論じることはできないものとする。

(2) 公益上の理由による裁量的公開

公益上の理由による裁量的公開を規定した条例第6条第5項は、同条第1項各号により非公開とされる情報について、非公開とすることで保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度な行政的判断により裁量的公開を行うことができる旨を定めたものである。

つまり、この規定に基づいて公開するかしないかは、実施機関の裁量にゆだねられているものと考えられ、同条の規定に基づいて公開しなかったことが違法又は不当となるのは、当該実施機関が、与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したと

認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、非公開とされた情報を公開することが、非公開により保護される利益に優越する公益上の理由が認められるかといえ、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応疑い症状が生じる可能性があることが広く一般に知られていること、副反応疑い症状のうち重篤な事例は厚生労働省のホームページで公表されていること、全国で行われている新型コロナウイルスワクチン接種による副反応疑い症状に地域的な要素を考慮する必要性が乏しいと考えられることなどからすると、処分庁において公益上特に必要があると認めるとは考え難く、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとまでは言えないため、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

(3) 審査請求人は、主張書面においてその他種々の主張も行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、各種メディアによる報道が連日続いているように、市民にとっての関心事であることは間違いない。審理員も意見を付しているように、行

政サービスの一環としての情報提供には処分性は無いものの、情報公開制度の目的でもある行政のアカウントビリティの向上に寄与するものとの認識の下、処分庁においては可能な範囲で情報提供による対応についても検討願いたい。

令和4年3月31日

川越市情報公開審査会

会長 田村 泰俊

副会長 大森三起子

委員 赤羽 哲郎

委員 大河内 徹

委員 佐藤 恭子